

告 示

埼玉県告示第九百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、美児沢用土地利用改良区から当該役員の住所変更について、次のとおり届出があった。

平成三十年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

旧 監事 黒 澤 文 雄 埼玉県桶川市大字川田谷六千九百九十六番地一

新 同 深谷市榛沢三百二十番地一